

(議事録)

佐野会長            それでは、ただいまより、令和3年度第4回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

                         初めに、本日の出席委員の状況について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金室長補佐        報告します。公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、出席委員15名でございます。欠席委員はおられません。以上です。

佐野会長            ありがとうございます。  
                         本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

                         なお、本審議会の主な議題は「特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議」でございます。

                         本日の会議は公開、議事録も公開ですが、傍聴者はおりますでしょうか。

賃金室長            傍聴者はおりません。

佐野会長            分かりました。  
                         次に、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

                         最初の議題に移らせていただきます。最初の議題1は、特定最低賃金の改正の必要性の有無についてでございます。

                         まず、必要性の有無について、労使双方の委員から御意見をいただきたいと思ひます。

                         最初に、労働者側委員からお願いいたします。

柿沼委員            本今年度、特定最賃につきましては、改定5業種の申出をさせていただいております。これまでの意見陳述でも、労働側5業種、意見が出ておりますけれども、5業種全体をまとめてお伝えをさせていただくと、今回の改定5業種については、埼玉県を牽引する代表的な業種だと捉えております。この業種がしっかりと公正競争の確保、それと人材の確保をしていく必要があると考えております。

                         そういった観点からも、特定最賃は必要であると思っておりますし、また、経済指標を捉えても、埼玉県の鉱工業生産指数、それと自動車

の販売台数を見ていくと、昨年と比較すれば確実に上昇傾向にありますし、一昨年との比較でいけば、若干下回っている部分はございますが、ほぼ同等と捉えております。そういった点からも、埼玉の経済をより発展させる、好循環につなげる意味合いも、必要性もございますので、特定最賃改定5業種の必要性があると考えております。

佐野会長

ありがとうございました。

次に、使用者側委員を代表して廣澤委員、お願いいたします。

廣澤委員

使用者側といたしましても、基本的には、5業種とも必要性があると考えているものの、最低賃金の上がり幅が、地域別最低賃金の上がり幅がここのところ非常に大きくて、今回もし28円と仮定した場合、非鉄金属と電子部品が一時的にのみ込まれるという状況が出てきています。今後のテーマになると思うのですが、必要性の有無の判断をいつのタイミングでしたらいいのかというのが、今後考えていく1つのテーマになるのではないかと考えております。

すなわち、ここで「あり」とした場合には、当然、最低賃金を上回る結論を出すということになりますが、今後も地域別最賃がこのような30円近く、もしハイピッチで上がっていくような状況が続くと、ほかの業種も同じような状況が起きてくるので、なかなか、特定最賃の必要性の有無を判断するタイミングというのが、いつが望ましいのかというのを、もう一度考えるタイミングが来るのではないかと考えております。どういう形がいいのかは、意見交換をする必要があるのではないかと考えております。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

あくまで私の個人的な意見ですが、この議論は別の機会、全体協議会でしていただけたらいいと思うんです。地域別最賃の金額を見てからだと判断するのは、審議のタイミングからすると難しいのだと思うんです。これだと受け入れられないと言われても。では、いつのタイミングが良いのか、多分、なかなか言いにくいと思うんです。かつて私も発言させていただいたのですが、それぞれの業種で、優位性があるかどうか、それで見えていただくしかないのかと考えています。優位性はまだあると思えば、プラス1円で決めていただければいいのかと考えております。そのくらい弾力的に見ていただかないと判断が難しいかと思えます。地域別最賃の金額で、これを超えたら駄目だと言うのは難しい。優位性がないということであつたら、地域別最賃に吸収されると思うんですけど。優位性については、全体協議会で、どういう段階で優位性がないと見極めるのか、そういう議論をしないと、

ちょっと難しいかとは思っています。正直言って。今、廣澤委員から、別の機会での意見交換を提案していただき、ありがたく受け止めております。全会一致で必要性ありとさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長                    ありがとうございます。  
それでは、次に事務局から答申文を読み上げていただきたいのですが、準備いいですか。

賃金室長                    答申文の(案)を読み上げさせていただきます。今、事務局より(案)を皆様に配付しておりますので、終わってから読み上げということにさせていただきます。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

賃金室長                    令和3年8月2日、埼玉地方最低賃金審議会会長佐野勝正から埼玉労働局長増田嗣郎宛での、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の答申になります。  
当審議会は、令和3年7月27日付け埼労発基0727第1号をもって諮問のあった下記の5件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、いずれも改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

#### 記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金

以上です。

佐野会長                    ありがとうございます。  
答申文ですが、ただいま読み上げていただいた事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長 異議なしといたします。  
御了解いただきましたので、答申することといたします。

(会長から労働基準部長に答申文手交)

労働基準部長 ただいま埼玉地方最低賃金審議会より、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」答申をいただきました。調査審議について、改めて御礼申し上げます。誠にありがとうございます。  
つきましては、ただいまより特定最低賃金の改正決定につきまして、諮問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

賃金室長 事務局より、諮問文の写しを各委員に配付させていただきます。部長、諮問をお願いします。

(労働基準部長から会長に諮問文手交)

(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

佐野会長 それでは、事務局から特定最低賃金の改正決定についての諮問文を読み上げていただきます。よろしくお願ひします。

賃金室長 令和3年8月2日付、埼玉労働局長増田嗣郎から埼玉地方最低賃金審議会会長佐野勝正宛ての、特定最低賃金の改正決定についての諮問文となります。  
最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記の5件の特定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

#### 記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金

以上です。

佐野会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま金額改正について諮問を受けましたので、特定最低賃金について専門部会を設置して、調査審議を行うことといたします。今後の事務手続等について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

これから、専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員の任命の手続に入ります。最低賃金審議会令第6条第4項の規定により、関係者に対し候補者の推薦を求めることをさせていただきます。この規定に基づきまして、本日、候補者の推薦公示を行います。推薦の締切りは8月23日月曜日とさせていただきます。

続きまして、関係労使からの意見聴取について御説明します。

最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものと定められております。そして、その意見聴取の手続に関しまして、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、最低賃金審議会が関係労使の意見を聴く旨及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出すべき公示をすることにより行うと定められております。

この規定に基づきまして、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行うこととします。意見書提出の締切日は、8月23日月曜日とさせていただきます。

なお、この公示に基づく意見書の提出があった場合について、9月8日の第1回特定最賃合同専門部会の場において御報告させていただきます。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

事務手続はそういうことですが、何か確認したいことがございますでしょうか。よろしいですか。8月23日の期日だけは、よく御認識いただきたいと思います。

それでは、議題2のその他でございますが、何かございますでしょうか。事務局、ありますか。

賃金室長

特にありません。

佐野会長

ありがとうございました。

本日の議事は全て終了しました。次回の第5回埼玉地方最低賃金審議会は、8月4日の午後1時30分開催からの第4回専門部会終了後に実施する予定でございます。

結審となる場合は、埼玉県最低賃金改正の答申は公開といたします。

結審とならず継続審議の場合は、その旨本審で継続審議と報告いたします。

本日の審議会はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —